

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託  
プロポーザル審査委員会要領

（設置）

第1条 武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務を実施するに当たって、その策定支援業務委託契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（分掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を充てる。

- (1) 委員長 環境部長
- (2) 委員 企画財政部企画政策課長、総務部総務契約課長、環境部ごみ対策課長、同部環境課長

（委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認められた時は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、環境部環境課にて処理する。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める

附 則

この要領は、令和5年5月16日から施行する。